

山武市介護予防・日常生活支援総合事業における 令和4年度介護報酬改定について

介護給付サービスにおける令和4年度介護報酬改定に関連し、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和3年厚生労働省告示第72号）が一部改正され、令和4年10月1日から適用されます。これに伴い、山武市における第1号訪問事業訪問介護、第1号通所事業通所介護の介護報酬について以下のとおり改定します。

1 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス費）

（1）基本報酬

- ・改定なし

（2）加算等

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×24／1000

2 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

（1）基本報酬

- ・改定なし

（2）加算等

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×24／1000

3 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス費）

（1）基本報酬

- ・改定なし

（2）加算等

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×11／1000

4 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

（1）基本報酬

- ・改定なし

（2）加算等

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×11／1000

5 通所型サービスC

- ・改定なし

6 介護予防ケアマネジメント

- ・改定なし